

第 3 回 権利擁護部会

議 事 録

日 時：2019年11月20日（水）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 5号会議室

1. 開 会

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは定刻となりましたので、ただいまから、第3回権利擁護部会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務部地域福祉推進担当課長の小関と申します。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席状況と定足数についてご報告いたします。

本日は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会の瀬川委員が欠席されており、定数13名中12名の委員にご出席いただいておりますので、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たし、成立することをご報告いたします。

また、瀬川委員が欠席されたため、社会福祉協議会からオブザーバーとしてご出席していただいている中路地域福祉部長、大石権利擁護係長に中央の席にお座りいただいております。

なお、当部会は公開であり、傍聴席を設けております。皆様の発言は、会議録として事務局で整理し、後日、札幌市のホームページに掲載いたしますので、ご承知おき願います。

2. 挨拶

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、第3回権利擁護部会の開催にあたり、札幌市保健福祉局総務部長の富樫から挨拶申し上げます。

○富樫保健福祉局総務部長 総務部長の富樫でございます。

皆様方におかれましては、大変お忙しいなか、さらに非常に寒くお足元の悪い中、第3回権利擁護部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の部会では、前回皆様にご確認いただきました成年後見制度の利用を促進するための6つの施策に対応した18の取り組みに関しまして、その内容をご審議いただきたいと思います。

初めに、事務局で検討しました取り組みに関する内容をお示しさせていただきますので、どうぞ忌憚のないご意見によりご審議いただきたいと思います。

取り組みに関する内容ということで、基本計画の肝となる部分でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、この部会につきましては、今年度中に全5回の開催を予定しており、本日が3回目ということで折り返しとなります。次回からは、基本計画に掲載する文案などについてご審議をいただくことになるため、引き続きご協力をお願いいたします。

簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎配付資料の確認

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　ここで、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、第3回権利擁護部会の「次第」がございます。

次に、「座席表」、「委員名簿」と続きまして、次から資料になるのですが、資料1「成年後見制度利用促進のための取組について」、資料2「札幌市の成年後見制度地域連携ネットワーク及びチームのイメージ図」を添付しております。また、会議資料のほかに、第4回権利擁護部会開催日程調整表を配付していますので、ご確認をお願いいたします。不足等ございましたら、お持ちいたしますので、お申し付けください。

さて、本日は、一般社団法人札幌市医師会の理事の清水研吾様にご出席をいただいております。医師会における委員に交代があり、清水委員は今回初めてのご出席となります。大変恐縮ではございますが、自己紹介をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○清水委員　おはようございます。

札幌市医師会理事になりまして約10年経ちますが、このような場に出てくるのは初めてでございます。札幌市医師会の地域福祉部の担当をしております。札幌市医師会とこの会の橋渡しになればと思います。よろしくお願いたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　清水委員、ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。以降の進行は畑部会長をお願いいたします。

畑部会長、よろしくお願いたします。

3. 議　事

○畑部会長　部会長の畑でございます。おはようございます。

本日の部会は、最初のご説明とご挨拶の中にありましたけれども、成年後見制度の利用促進のための取り組み内容に関する審議を行うということで、中間の折り返しになりますけれども、非常に重要な会議になってくると思います。

委員の皆様におかれましては、日々の取り組みの中で持たれている様々なご意見があるかと思っておりますので、忌憚のないご意見をそれぞれいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速ですけれども、次第に沿って進めてまいります。

議事にあります、成年後見制度利用促進のための取り組みについて、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長）　それでは、成年後見制度利用促進のための取り組みについて説明いたします。

まずは、お手元のA4横判の3枚綴りとなっている資料1をご覧ください。

この資料は、前回の部会におきまして、委員の皆様にご審議をいただきました3つの基

本目標、「Ⅰ. 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します」、「Ⅱ. 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます」、「Ⅲ. 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます」という3つの目標をページごとに分け、それに対応する6つの施策、18の主な取り組みをページ左側の欄に記載をしております。

今回、委員の皆様にご審議いただきたいのは、各ページの右側の主な取り組みに対応する内容や、役割分担と記載している取り組みを担う機関や団体についてでございます。

それでは、1ページ目の基本目標Ⅰに対応する施策1、権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築についてから順に説明をいたします。

なお、施策1の文言については修正がございまして、前回お示ししました資料においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築としておりましたが、前回ご審議をいただいた中でのご意見で、体制整備という言葉をしっかり明記したほうが市民の方にイメージしやすいのではないかという意見がございましたので、下線部分の体制整備という文言を追記した記載に変更させていただいております。

それでは、主な取り組みに対応する内容について、順に説明をさせていただきます。

主な取り組み(1)の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置についてです。

中核機関の設置については、これまでの資料や説明でもお示ししておりますが、2年後の2021年10月に札幌市が直営ないし委託によって新たに設置することとしております。

この市単位で設置する中核機関においては、地域連携ネットワークを構築し、そのネットワークを有効に推進するための協議会の運営を行っていきますが、国の利用促進計画でも示されておりますとおり、まず、広報・相談機能について優先的に整備をしていくこととしております。

そこで、中核機関においても、任意後見制度や保佐・補助類型を含め、成年後見制度を広く市民に周知するため、専門職団体をはじめとした成年後見制度の団体と連携を図り、制度の利用促進に向けた効果的な広報活動を行っていくこととしております。

また、権利擁護支援が必要な方や親族、成年後見人等からの相談を受け付ける窓口を開設し、制度利用に関する支援を行うほか、成年後見制度の適切な運用に資するよう、家庭裁判所との情報交換、調整等を行っていきます。

続きまして、主な取り組み(2)地域連携ネットワークの機能の整備です。

本市においても、成年後見制度の利用促進に向け、中核機関が高齢者や障がい者福祉の関係機関や行政、医療、司法、地域の関係団体等と連携を図り、地域連携ネットワークの3つの役割である権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を念頭に、ネットワークを構築していきます。

その上で、成年後見制度の利用に資する4つの機能である広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能についても、現在の成年後見制度の利用促進に向けて活動されて

おります、専門職団体や医療、福祉の関係機関の皆様をはじめとした地域連携ネットワークを構成する団体と機能を分担し、整備していくこととしております。

次に、主な取り組み（３）専門職団体や関係機関による協議会の設置です。

先ほど説明いたしました地域連携ネットワークを効果的に機能させるためには、法律や福祉の専門職団体等で構成する、仮称となりますが、札幌市成年後見制度協議会を設置していくこととしております。

中核機関が同協議会の事務局を担い、地域連携ネットワークのコーディネートを行います。当協議会では、成年後見制度に関わる各団体との取り組み内容の情報共有や成年後見人等に対する支援体制の構築の検討など、本市における成年後見制度の利用促進に向けた課題について協議するほか、利用促進を図るための連携体制を強化していくこととしております。

次に、主な取り組み（４）チームによる後見活動の推進についてです。

権利擁護支援が必要な方を支援するにあたり、現在、権利擁護支援のニーズが捉えられない、または、捉えられているとしても必要な権利擁護支援に結びつかない等の課題が挙げられております。

そこで、成年後見制度の利用開始前においては、地域包括ケアなどの既存の地域連携ネットワークを生かし、権利擁護支援が必要な方を発見し、権利擁護支援の必要性などを検討、場合によっては、中核機関への相談や専門職の相談窓口などを利用して専門的助言により、必要な支援へ結びつける機能を果たします。

また、前回、委員の皆様からご意見がございましたが、本人の拒絶や金銭的理由など、さまざまな理由で成年後見制度等に結びつかなかった場合でも、本人に関わった機関などが地域連携ネットワークを活用し、継続的に意思決定支援を行い、適切な権利擁護支援につないでいくこととしております。

成年後見制度の利用開始後は、本人等の状況に応じて親族や保健、福祉、医療、地域の関係者等がチームとなって協力し、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援をしていくこととしております。

（１）から（４）までの主な取り組みである成年後見制度の本市における地域連携ネットワーク及びチームのイメージについては、資料２をご覧ください。

地域連携ネットワークイメージとして図にお示ししておりますけれども、現在想定している構成団体として、この権利擁護部会にご参加をいただいている方々の団体を、新しく設置いたします、仮称ですが、札幌市成年後見制度協議会にご参加いただきたいと考えております。

なお、イメージ図を計画に表記するとした場合、新たに加わっていただく団体も考えられるため、専門職団体や福祉・医療関係団体等といった表記にしたいと考えております。

また、チーム支援の図においても、代表的な関係者として、地域包括支援センターやケ

アマネジャー等と記載をしておりますが、本人や後見人等の状況により、他の関係者に加わっていただくことも想定されます。

続きまして、資料1に戻りまして、2ページ目の基本目標Ⅱに対する施策2、制度利用につながる情報提供や相談実施に係る主な取り組みについてご説明させていただきます。

まず、施策2、制度利用につながる情報提供や相談の実施の主な取り組み（5）制度周知のための広報・啓発活動です。

札幌市の市民意識調査の結果から、成年後見制度の認知度の低さが課題であることを把握しており、効果的な広報・啓発活動が必要であると考えております。

そのため、成年後見制度に関する団体等と連携を図り、チラシやパンフレット等を活用した制度周知、フォーラムや相談会、出前講座等の開催など、市民や関係機関に幅広く制度内容や相談窓口についての周知を図るための広報・啓発活動を行うこととします。

次に、（6）権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進です。

この主な取り組みでございますが、前回お示しした資料では、権利擁護支援を必要とする人を発見するための見守り活動の推進と表記しておりましたが、こちらもご審議いただいた中のご意見で、発見だけではなく、発見された人、または既に発見されている人をいかに権利擁護支援につなげていくかが重要というご意見がございました。

そのため、活動内容を見守りに限定せず、下線部のとおり支援につなげるという文言を加えることにいたしました。

取り組み内容ですが、成年後見制度の潜在的対象者の方と接する機会の多い福祉や医療関係機関の職員、民生委員、福祉のまち推進センターの活動者等に対し、当該制度の内容や意義について制度周知を図り、日ごろの活動から支援が必要な方を発見、または、既に発見されている方を適切な権利擁護支援に結びつける意識醸成を図ることとしております。

次に、主な取り組み（7）成年後見制度の利用に関する相談の実施です。

市民からの権利擁護支援に関する相談にあたって、任意後見制度や保佐、補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について早期の段階から相談ができる窓口を新たに中核機関に設置していくこととしております。

また、これまでも成年後見制度のさまざまな相談に応じていただいている専門職団体にもご協力いただきまして、引き続き各団体での相談窓口での相談対応を行っていただくとともに、権利擁護支援についての地域の身近な窓口として、成年後見制度やそれに付随する成年後見制度利用支援事業の相談にも応じている地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等の相談窓口でも引き続き相談対応をすることといたします。

次に、主な取り組み（8）関係機関の職員に対する研修の実施です。

前回のご審議の中でも、成年後見制度の潜在的対象者の対応を行う機会が多い福祉や医療関係者への研修などによる意識醸成が重要ではないかとのご意見がございました。

そのため、中核機関や専門職団体が連携を図り、関係機関などに対し研修を行い、成年後見制度などの権利擁護支援に理解を深めていただき、本人の意思を尊重した寄り添った

支援ができるよう、適切な制度に結びつける意識醸成を図ります。

次に、施策3、権利擁護支援に関する検討の場の整備の主な取り組み（9）日常生活自立支援事業からの移行支援です。

判断能力が不十分な方の生活支援サービス等を行う日常生活自立支援事業では、利用者の認知機能の低下が進行した場合等、成年後見制度への転換が望ましいケースが見込まれます。そのため、日常生活自立支援事業からスムーズに成年後見制度につながるよう、日ごろから利用者と接している専門員や生活支援員と中核機関が連携を図り、移行支援をする体制整備を検討していきます。

次に、主な取り組み（10）適切な候補者を推薦するための仕組みづくりです。

被後見人に対し、適任の後見人が誰かということを中心に事前に調整する受任調整に関する取り組みですが、市民後見推進事業においては、引き続き受任調整部会を開催し、被後見人にとって適切な市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦していきます。

また、市民後見人以外の成年後見人等の候補者の推薦については、前回の他政令指定都市の状況調査でもお示しいたしましたが、市内の後見等開始の申し立て件数が多く、中核機関設置後すぐに全ての申し立てに対して適切な成年後見人等候補者を推薦することは難しいことから、対象範囲の拡大について、他都市の状況等も参考にしながら検討していくこととしております。

次に、施策4、後見人となる人材の育成・活用の主な取り組み（11）の市民後見人の養成についてです。

本市においては、平成26年度から専門職以外の市民が後見人となる市民後見人の養成を始め、現在、86名の市民の方に市民後見人候補者になっていただいております。

今後も需要に応じた成年後見人等を確保していくため、引き続き市民後見人養成のための研修や、市民後見人候補者の資質向上に資するフォローアップ研修などを行うほか、受任後の市民後見人の活動に対する支援などを行ってまいります。

続きまして、主な取り組み（12）の法人後見事業の推進についてです。

現在、札幌市社会福祉協議会では、市長申し立て対象者に対する長期安定的な成年後見人等の必要性などから、法人後見を実施しています。

引き続き、札幌市社会福祉協議会が行う法人後見事業に対して支援を行ってまいります。

続きまして、施策5、成年後見制度利用支援事業の推進の主な取り組み（13）の市長申し立ての実施についてです。

判断能力が不十分であり、成年後見制度を利用する必要性が高いものの、親族と疎遠等の事情により支援が得られない方に対して、市長が代わって審判申し立てを行う市長申し立てについて、引き続き適切かつ円滑に実施していきます。

続きまして、主な取り組み（14）（15）の申し立て費用助成、報酬費用助成の実施についてです。

現在も行っております、市長申し立て事案における資産・収入等の要件を満たした方へ

の申し立てに要する費用及び成年後見人等に対する報酬の助成については、引き続き実施してまいります。

また、市長申し立て以外の事案における申し立て費用及び報酬費用助成の実施については、多額の費用がかかることから、要件拡大については十分に検討することが必要であることから、引き続き検討課題といたしました。

続きまして、3ページ目の基本目標Ⅲ、後見人が活動しやすい環境づくりを進めますの施策6、後見活動を支援する仕組みづくりです。

まず、主な取り組み（16）後見活動に関する相談体制の整備です。

後見活動に関する相談体制については、現在でも専門職団体の電話相談や窓口等において相談対応等を行っていただいております。今後も引き続き実施いただくとともに、中核機関に新たに設置する相談窓口においても、成年後見人等からの後見活動に関する相談対応を実施いたします。

その上で、実務的な支援はもちろんのこと、本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう、成年後見人等に支援をしていくこととしております。

続きまして、主な取り組み（17）のチームに対する支援についてです。

本人や成年後見人等の状況に応じ、親族や福祉、医療、地域の関係者と成年後見人等が連携して、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用が行われるよう支援をしてまいります。

また、チーム化にあたっては、成年後見人等や本人に係る関係者から相談を受け、本人の生活状況、関係機関等との連携の必要性を把握し、中核機関において権利擁護支援を適切に行うためのチーム構成等を検討するほか、後見人以外のチーム関係者からの相談に応じることで適切な制度運用が行われるよう支援をしてまいります。

続きまして、主な取り組み（18）専門職等との連携の強化についてです。

中核機関に寄せられた後見活動に関する専門的な相談への対応など、専門職団体と連携をすることで、成年後見人等への実務支援の充実を図りたいと考えております。

また、後見活動に関する専門的な相談ニーズを把握した上で、必要に応じ、中核機関に法律の専門職窓口を配置するなどの支援体制の構築について、札幌市成年後見制度協議会で検討していきたいと考えております。

以上が成年後見制度利用促進のための取り組みについての説明となります。

○畑部会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、今ご説明をいただきました成年後見制度利用促進のための取り組みについて、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。ご意見のある方は、ぜひ挙手の上、ご発言をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○半藤委員 札幌後見支援の会の半藤です。

質問が半分と意見が半分になります。

2ページ目の基本目標Ⅱの3の（10）適切な候補者を推薦するための仕組みづくりで

すが、その内容として、いわゆる成年後見人等候補者の推薦、これはマッチングと言われていると思うのですが、これに関しては、市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦することとされておりまして、中核機関の設置当時は、マッチングをする対象の範囲について、市民後見人を候補者とする事案に範囲を絞るというように書いてありまして、今の説明でもそのように理解をしているところです。

今後、市民後見人以外の部分についてもマッチングの対象範囲を広げるかどうかについては、今後、他の政令指定都市等の状況も見て検討していくという説明がありましたが、これについて、今現時点ではどのようにお考えになっているのか、もう少し詳しくお話をしていただきたいと思います。

これに対する私たちの意見としては、第1回の部会で配付されました市民意識調査を見ますと、札幌市民の多くが親族に後見人になってほしいと考えているようです。

また、基本目標Ⅰの1の(1)の地域連携ネットワークの中核となる機関の設置の内容に記載されている相談窓口や資料2のネットワークのイメージ図によりますと、市民後見人候補者事案に限らず、親族や成年後見人等から全般的な相談を受け入れる体制を前提とする計画となっているものと理解しております。

そうすると、マッチングの対象事案については、親族申し立て事案も含めて、市民後見人の推薦をしたほうがよろしいかと思えます。マッチングの内容についても、市民後見人の推薦に限らず、親族後見人や専門職後見人も推薦する仕組みをつくるのが、市民のニーズに合致して、地域連携ネットワークの体制に沿うものと考えております。

○畑部会長 では、事務局よりお願いします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） ご質問の件についてお答えします。

マッチングの対象範囲を拡大することについては、財政的、人的なものも含め、限られた資源を活用しなければならず、中核機関設置当初から行うことは非常に困難であると考えております。札幌市では、年間350件程の後見等開始申立てがあり、対象範囲を拡大するとなると、その件数に応じたマッチングを行わなくてはなりません。しかし、現在、市民後見人のマッチングを行うため、年に数件の調整であっても相当な時間を要している状況であり、そのような中、全ての申し立て事案に対応することになった場合には、予算や人員など相当な資源を用意しなくてはならないこととなります。他の指定都市も対象範囲は拡大していないため、状況を見ながら、徐々に体制を充実させていくことになるものと考えます。

○畑部会長 よろしいでしょうか。

これは札幌市としての計画になりますので、どのように考えられているかという点でのご質問は当然に出ると思うのですが、もう一方で、この委員会の皆様のご意見としてどのようなことが考えられているのか、それぞれについてさらにどういうご意見があるのかという意見交換も非常に重要になってくると思いますので、ぜひ、そういった視点からもそれぞれのご意見をいただければと思います。

その点に関して言うと、今、半藤委員よりご質問をいただいた点につきましては、資源的な問題から、他の政令市においても取り組みが進められていない状況があるということで、そういうところの動向も把握しながら、今後検討していくという点でご説明をいただいたのですが、もちろん、そういうところは必要だと思いながら、この資料に書かれているのは、検討していくには他の政令指定都市の動向等も踏まえてということで、せっかくだったら、札幌市の状況も踏まえてというか、資料の文言では「等」が入っているから他もあるという前提ですが、札幌市の計画なので、札幌市の成年後見に関する申し立ての状況等も踏まえという文言も入ってきたほうが、より札幌市として主体的に考えていくような計画になるのかなという印象を私は持ちました。

これは私が思った点ですが、ほかの皆様方からも、どう考えているのかということに加えて、こういう文言を入れていけば、計画として、札幌市のものでより根づくのではないかという点についてご意見をいただけたらと考えております。

この点について何かありますでしょうか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） おっしゃるとおりかと思います。

「等」の中には、そのような内容も入りますし、そのほかにも国の動向という部分も入ってきます。

成年後見制度の利用促進ということで、マッチングについても自治体の役割とされておりますが、どこまでの役割を担うべきなのか、国にも確認しながら検討してまいりたいと考えております。

○畑部会長 ありがとうございます。

「等」に含まれる範囲は市民からは見えないということになりますので、せっかくだら、できる限り、取り組みの中では、見える化していてもいいのかなというのが私の考えになります。国の動向、札幌市の状況等を踏まえということで、想定される分は明記していったほうが、市民にとってよりわかりやすい計画になるのかなと考えました。

そのほかにも、今の点でも構いませんし、そのほかにもご意見があれば、それぞれご発言をいただきたいと思います。

○関口委員 弁護士の関口でございます。

ただいまの受任者調整の点に関連して、私の意見を述べさせていただきます。

私も、今は全く別の市町村で市長申し立ての支援の活動をしておるところですけれども、市長申し立ての準備を進める中で、必ず周辺の法律職や医療職、福祉職とさまざまなケース会議を重ねて、それがここで言うチームや連携ネットワークなのかもしれませんが、そういった本人の支援体制をつくる会議を進める中で、この人であれば後見人として適切であろう、相性がいいであろうという人が徐々に見つかっていくということがあります。

私のほうで、厚労省や道の活動に参加していく中で、まず、前提として、市長申し立ての件数が、これから中核機関ができ上がっていくことによって、おそらく桁が違うぐらいに増加していくだろうと考えております。

市長申し立て事案が増えるということは、申し立てに関わる中核機関が大きく関わっていくことになると思うので、中核機関に関与する法律職、行政職、医療職、福祉職と色々な方との連携の中で申し立てがなされていくのだらうと思います。

そうすると、理想像なのかもしれませんが、基本的に市長申し立て事案においては、申し立て準備の中で本人の特性、家族の特性を十分に見極めることになると思いますので、候補者自体は中核機関のほうで立てなければいけないのだらうと思いますし、それが理想的な形なのだらうと思います。

後見開始の申し立てを受けた裁判所が、単にペーパーを見てこの人がいいのではないかと後見人を立てるのではなくて、申し立て準備に3カ月、半年と関わってきた人たちが、やはり後見人候補者を立てる、そういう形になっていくのだらうと思います。

さらに、中核機関に期待される機能として、親族が申し立てる事案についても相談を受けて、適切にアドバイスをしていくということになると、恐らく市長申し立て事案ほどではないにしても、中核機関が相談を受けた親族申し立て事案についても、やはり中核機関のほうで適切な候補者を立てていくことが期待されるのではないかと考えております。私からの意見でした。

○畑部会長 ありがとうございます。

今いただきましたご意見、今回の審議の対象になっている取り組み内容の点で言うと、どちらに具体的に反映をさせられれば、よりわかりやすくなるかという点について、もし補足があればいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○関口委員 今、私が話した内容は、取り組み項目全体にかかわるところなのです。例えば、地域連携ネットワークという話やチームというところにも絡んでいくと思うので、基本目標Ⅰの施策1の(2)(3)(4)というところにもかかわる話でしょうし、さらには基本目標Ⅱの施策3の(10)とか、基本目標Ⅱの施策5の(13)(14)(15)にもかかわるかもしれません。

市長申し立ての拡充ですとか、主に一番大きくかかわるところは、やはり3の(10)なのだと思います。

○畑部会長 ありがとうございます。

今、こちらの受任調整というところから、それぞれご意見をいただいておりますけれども、そのほかにも、この点に絡めたものも含めて、どんどんご意見をいただければと思います。

○岩井委員 司法書士の岩井です。

前回は札幌にいなかったものですから参加できませんでした。そのため、的外れなことを少しお伺いすることになるかもしれません。

まず、ここにある順番からいきまして、中核となる機関の設置という一番の大きな取り組みなのですが、この中核機関というのは、札幌市の場合は直営なのか委託なのか、どちらがいいのか、ふさわしいのか、あるいは、もう市の方ではある程度の方向性を立て

ていらっしゃるのか、その辺を確認させていただきたいと思っております。皆様のご意見も当然あっていいかと思えます。

そこで、私のご意見を申し上げますと、これは直営であるべきなのが筋ではないかと思っております。

一番大きな部分としましては、中核機関の役目としては、ご存じのように、広報、相談、利用促進というのは、別に委託であってもできると思うのですが、問題は最後の後見人の支援という部分について、委託を受けたところが後見人の支援をする場合において、若干の利益相反的なことも考えられますし、もう一つは、いわゆる個人情報の管理をどのようにするのか。

これが自治体直営であれば、家裁のほうから何らかの情報が入ってきても、自治体としてちゃんと管理ができるのでしょうけれども、それからさらに委託を受けたところが、後見人を支援するために、被後見人等の個人情報をどのように管理していくかという部分はちゃんとしていかなければいけないと思えます。

恐らく、きょうは家裁の方も見えていると思いますが、家裁のほうとしても安易に出せないということになってくると、ちょっとまずいと思えます。この辺は、ある程度の方向性を立てていただいたほうがよろしいと思っております。

○畑部会長 ありがとうございます。

市としてどうかということよりも、まず、今回議題にさせていただいている取り組みの内容の中で、そもそもどこまで示すべき内容になっているのか、ここを先に確認させていただくということでもよろしいでしょうか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 中核機関が直営か委託かということについて、計画では中核機関を設置するということまでであり、委託を行うか否かなどの具体的な設置手法は、計画で定めるべき事項ではないものと考えます。

○岩井委員 ありがとうございます。なかなか難しいところではあると思えますので、了解いたしました。

次に、地域連携ネットワークのところ、広報というのが一番重要な部分だと思うのですが、任意後見や保佐、補助が非常に少ないということは、統計上も事実であり、普通、後見というと、一般的には成年後見ということで、一般市民の方も保佐・補助あるいは任意後見というのは、ほぼ意識が及ばないと思えますので、そこを重点的に広報する形で活動していくべきかと思っております。

そのなかで、任意後見制度と一緒に広報するとなると、任意後見というのは、判断能力がしっかりした人を対象にした広報になるので、周りの福祉職の方が、本人の判断能力が落ちてきているので、何とかしなければならぬという相談から外れてしまいます。今は元気なのだけでも、将来のことが不安になって何とかしたいということなので、そういう意味では、判断能力が十分な市民の方向けの任意後見制度というのはどういうものであって、将来、あなたにどのように役に立つのかということをしかり広報していく必

要性があるのではないのかと考えております。

もう一つは、任意後見契約というのは、ご承知のとおり、必ず公正証書で結ばなければならないものですので、そうすると、これは公証人の方も当然かわかります。やはり、公証人会といいますか、公証人の方々もいらっしゃると思いますので、そういう方面とも連携を取りながら広報をしていく必要性があると思っております。これは私の意見です。

○畑部会長 ありがとうございます。

中核機関の運営主体につきましては、計画の中では議論の対象範囲外になってしまうということです。ただ、ご意見としては議事録に記載されますので、実際の施策を検討するときに、それがどこまで生かされるかはまだ見えないところがありますけれども、ご意見として頂戴いたしました。

さらに、施策1の主な取り組み(1)の広報の部分につきましては、まさに利用への抵抗があるという方について、後見というイメージだけで全て被後見人ができなくなってしまっているのではないかという意識から、利用への抵抗があるということも明らかになっておりますので、その点に関しましては、任意後見や保佐、補助といったところをしっかりと広報していくというのは、取り組みとしては非常に重要な点かと私も思っております。

その点について、ここの内容にしっかり明記されているというのはとてもよい点かと思っておりますので、それがどのような形で実施されていくのかは、恐らく次の段階で見えてきますから、そこに向けたご意見を今いただいたのかなと思っておりますので、ぜひ事務局でもその点を確認していただければなと思います。

そのほか、皆様からどんどんご意見をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。それでは、赤杉委員をお願いします。

○赤杉委員 基幹相談支援センターワン・オールの赤杉です。

意見というよりも、一つ確認をしたいと思っております。

基本目標Ⅱの施策2の(7)成年後見制度の利用に関する相談の実施というところで、内容の中で、相談窓口として障がい者相談支援事業所と記載していただいているのですが、役割分担のところでは障がい者支援事業所となっています。これは、単純な抜けなのか、もし文言の中でこの枠でということなのであれば、相談支援事業所という形で記載をしていただいたほうがありがたいと思っております。

○事務局(北村福祉活動推進担当係長) 枠の問題で省略いたしました。申し訳ございません。

○赤杉委員 内容のほうに障がい者相談支援事業所と書いていただいているので、役割について、相談支援事業所の正確なところを書いていただいたほうがありがたいと思っております。

○畑部会長 ありがとうございます。

そのほか、添削的な部分でも構いません。市民にしっかり伝えることを前提とした計画を作成していきたいと考えておりますので、そういった点からもぜひご意見をいただければと思います。

○菅委員 北海道社会福祉士会道央地区支部の菅と言います。

今までの先生のご意見をお聞きして、私自身も、私どもの会としても、中核機関ができた以上は、市民後見のみならず、親族後見まで視野に入れた支援というところは、理解しているつもりでいますが、先ほどおっしゃられたように、支援に当たる相談員の体制とか、そんなに最初からきちんとできるわけではないと思うのです。

そこで、広報・相談の部分と、基本目標Ⅱの（１０）にあるいろいろなマッチングなどの中核機関としての役割は、一緒にはできないと思うのです。例えば、相談などは親族後見とか広い意味での相談をしていかなければいけないと思います。

いざ、実際にマッチングさせるとなると、現在も市民後見の方たちが活躍されているのですが、不動産関係とか財産の遺産相続などの関係で、どうしても専門職の方たちの助けがなければできないケースもあります。

そういうケースがある中で、今、計画の施策をどんどん進めていっているのですが、漠然とした形ではあるのですが、今後、もっと細かくきちんと、スタート時にはどういう体制をとって支援していくとか、もう少し詳細に決めていったほうがスタートするときにはいいのではないかと思います。どのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） スタート時の体制の詳細は、計画で定めるのではなく、もし委託だとすれば仕様書、直営であれば要綱やマニュアルで定めるものになるかと思えます。

○畑部会長 ありがとうございます。

皆様から、本当に細かい点についても、こういった取り組みが重要ではないかというご意見が出てくると思いますが、計画作成という点では、そこまでの細かい点までは議論の対象になってこないところが出てくると思えます。

ただ、そうなったときに、何も決められないということではなくて、そういったことを進めるためにも、計画にこういった項目を入れておくべきだということがあれば、建設的な議論がさらに進められると思います。

ぜひ、細かい点でのご意見がある場合には、それをもう少し抽象化したレベルで、こういった取り組みが必要ということでご意見をいただければ、ここに本当に反映できるものになると思いますので、今日のお時間でも構いませんし、次回に具体的な文言が出てきたときにでもご発言いただきたいと思えます。その点は、ぜひよろしくお願ひします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 委員の皆さまからご意見をいただきながら、そのようなマニュアルや仕様書などを考えてまいります。計画策定後にも、中核機関の体制等についてお話を聞かせていただく機会を設けたいと考えております。もちろん、今回の部会でいただいたご意見も参考にさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○南方委員 行政書士会の南方でございます。

先ほど関口委員が発言された関連ですが、この資料では、（１０）の適切な候補者の推

薦に関連して、その下の（１３）の市長申し立てについて発言させていただきます。

先ほど、関口委員もおっしゃったのですが、前回、事務局から政令指定都市の資料の説明をいただきまして、市長申し立てについては、各政令指定都市でばらつきがあるという評価だったと思うのです。札幌市は４０件という数値が示されました。札幌市は政令都市で３位か４位の人口を誇るのですけれども、上位の政令指定都市の平均は１１０件ぐらいの市長申し立てがあったと思うのです。

そうしたときに、当市は４０件で平均の半分以下というあたりはどういう事情なのかということもここで顧みておかなければいけないと思います。

一般的に、市長申し立てには時間がかかり過ぎると言われております。ここで、基本目標Ⅱの誰もが等しく安心して利用できるという最後の砦は、やはり市長申し立てだと思っております。最後は市長申し立てがスムーズにされているということが、とても大切ですので、先ほどの話に戻りますと、候補者の推薦のときに、市長申し立てについては（１０）の大きなテーマになってくると考えております。

○畑部会長 ありがとうございます。

基本目標Ⅱの（１０）と（１３）につながる点でご意見をいただきましたけれども、これも、さらに今まで以上に手続はしっかりととった上で、短期間で実施をしていけるようにするという点に関して言うと、細かい具体的内容になってくると思います。

その意味合いが（１３）の市長申し立てを適切かつ円滑に実施していくという「円滑」という言葉に今まで以上に込められているということに期待したいと思います。

それが具体的な内容としてどのように出てくるかも、次回以降の審議会、部会のときにまた確認して、そこでもお気づきの点があれば、さらにご意見をいただければと思います。

○南方委員 １点つけ加えますと、平成１７年に厚労省から通知が出ていたときは、あの通知は意向調査をなるべく軽減して、時間がかからないように市長申し立てにつなげるといのが１７年の厚労省の通知だったと思いますので、最後は市長申し立てで安心して等しく利用できるということですね。今、どちらかという通常の申し立てより、市長申し立ては時間がかかっているというイメージがあるかと思いますが、その辺はここで解決したほうがいいという考えでございました。

○畑部会長 ありがとうございます。

市長申し立てについて、さらに手続を早急に進められるような方法を検討するとか、そこまで入れることは難しいですか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） たくさんのご意見をいただきたいと思っているのですが、市長申立における手続きの迅速化をこの場で検討することになると、同様のレベルの多くの検討事項もあり、時間的にも、この部会の趣旨的にも難しいものと考えます。ただ、皆さまからご意見はいただきたいと考えており、市民後見の委員会の意見なども併せて参考にして、関係部局で検討してまいります。

○畑部会長 ありがとうございます。

○岩井委員 司法書士の岩井です。

今の件ですけれども、確か4親等から2親等ぐらいでいいというような見解も出ておりまして、最近では、さらにそれも少し柔軟に考えてもいいのではないかという方向性ではあります。おそらく、市の方々は、勝手に申し立てたというような苦情的なことを親族から言われることを嫌うので、親族を調べて申し立てますというようなことでやった方がその後もスムーズにいくだろうと思っておられると思うのです。

それは分からないではないのですが、やはり緊急的な案件で、虐待とか、そういう部分については、市長申し立てを待っていたのでは、1カ月くらい待たなければならないのです。

それではどうしようもないということで、私たちや一般の方々が何とかしなければならぬということ、結局のところ、本人申し立てのような形で申し立てをせざるを得ないということになるのです。

そうなったとき、ここに出てくる申し立て費用の助成とか、報酬の助成という問題にも絡んでくるのです。やはり、お金のない人たちのために、そういうふうで急いで動いたのだけれども、結局、申し立て費用もなかなか助成をしてもらえないということになってくると、市長申し立てだけではなくて、このような人たちを何とか早めに後見制度を使って保護をしていこうというその制度の理念自体がとまってしまう感じもいたします。

できる限りその辺は、市のほうも市長申し立てを急いでやるのは難しいという場合は、申し立て費用の助成とか、そういう部分は市長申し立てに限らない形でもある程度していくとか、そういう方向性ぐらいはとっていただけるとありがたいと思っているのですが、その辺も難しいでしょうか。

○事務局(小関地域福祉推進担当課長) 申し立て費用などの助成対象の拡大については、もちろん今後検討していかなければならない課題であると考えております。ただ、財源の問題もあり、この部会のみでは結論を出せるものではなく、計画で定めることは困難と考えます。

○畑部会長 これまでも出ていた費用助成の部分ですけれども、結局は、費用助成が云々だけではなく、市長申し立てでかかる時間とも関連していきながら、最終的に南方委員からもご発言をいただいたような、市民の本当の安心につながるような制度というところで、ここがネックになっている部分もあるというのが見えてきております。

これは、委員会の中での意見ということで、しっかりとご記載していただきたいと思っております。

そのほか、皆様からご意見はいかがでしょうか。

○岩井委員 基本目標Ⅱの3の権利擁護支援に関する検討の場の整備ということで、(9)に日常生活自立支援事業からの移行支援というのがあります。これは札幌市でもかなり利用をされていると思うのです。

ただ、そもそも論的に申し上げますと、判断能力がある人が対象ではなくて、判断能力

が落ちた人を対象ということで、ある程度本人の意思表示できる間はこれを使って、それが難しくなってきたら後見のほうに移行していこうということだと思いのです。

ただ、成年後見制度については、判断能力がある程度あってもいわゆる使える制度として、補助とか保佐があるものですから、その辺の見極めといいますか、言い方が悪いですが、ずっと日常生活自立支援事業を利用して、もうどうしようもなくなって後見というわけではなくて、やはりある程度、成年後見制度の補助・保佐というものも念頭に入れた形で、この方については補助あるいは保佐の方がいいだろうと、同意権をつけた方がいいだろうというような、そういう見極めというものを、どのような形でどなたがされるのかなというところがなかなか難しいと思います。

この日常生活自立支援事業については、そういう意味での相談的な体制と言いますか、どういうふうな状況であるか、おそらくカンファレンスか何かをやっているかとは思いますが、そういうのにある程度、そういう専門家の方と言いますか、福祉の方とかそういう方も入って移行をできるだけ速やかに、なおかつ適正な形でできるような形に持っていけるような方向性を入れていただければありがたいと思っております。

これは、要望みたいなものがあるかと思えます。

○畑部会長 ありがとうございます。

まさに（９）で書かれている、日頃から利用者と接している専門員・生活支援員と中核機関が連携を図りということで、連携を図るその接点だけではなくて、普段から支援を行われている専門員・生活支援の方々スムーズに移行していくという点についてさらに意識を持って、この利用者とかかわっていけるように、そこも広報・啓発活動の中で必要になってくる部分かもしれません。

広報・啓発活動のところには、先ほどご意見をいただいたように、任意後見制度では保佐・補助類型を含めてという書き方がされておりますが、当然、この中には日自も含めての広報が期待されると思いますので、そういった点でぜひ取り組みを進められるように、計画作成に反映していただければと思います。ほかには、皆様、いかがでしょうか。

○半藤委員 札幌後見支援の会の半藤です。

基本計画Ⅲの（１６）と（１８）の関係です。中核機関に新たに設置する相談窓口という関係で、意見も半分入れてご質問したいと思うのですが、どの程度の相談窓口を予定しているのかということです。

市民後見人も入ってくるとなると、いろいろな相談がここに入ってくる可能性が出てきて、そうなると、ここに本質的な相談を書いてありますけれども、本質的な相談はこのとおりで結構だと思うのです。専門家につなげていただいて、専門家の適切なアドバイスをいただくということはもっともだと思いますが、私たちが実際に後見事務をやってみますと、もっと身近な問題が結構あるのです。手続のこととか、相談窓口がどこだとか、法律的とまでいかななくても、日常的なすごく身近な問題が、たくさん出てくるものですから、ぜひ、そういうところにも十分対応できる窓口をつくっていただきたいなという考えがあ

ります。

札幌後見支援の会も、中核機関の相談窓口については、すごく期待をしておりますので、できればその期待に応えていただけるような組織をつくっていただきたいと思っております。

○畑部会長 ありがとうございます。

ご意見になると思いますが、前回、相談窓口という意味だったのか、中核機関という意味だったのか、ちょっと十分に把握ができていないところはありますけれども、関口委員から、これぐらいの規模の都市において中核機関が1カ所というのは難しいのではないかと、区レベルであったほうがいいのではないかとというご意見もあったかと記憶しております。

それは、中核機関がということなのか、相談窓口がということなのかというのは、それぞれの考え方があるかと思えますし、相談窓口がといった場合に、当然、1カ所設定されている相談窓口がどの程度の規模で、どこまでのキャパシティーがあるかという話もあるかと思えますし、1カ所だけでいいのかという数の問題もそれぞれあると思うのです。

ただ、結局、計画で言うと何カ所という話ではないというところがあって、まず、中核機関を設定して、最初の段階では相談と広報機能をしっかりと体制としてつくっていくことになると思います。

相談という点で言うと、中核機関のみではなく、ここに書かれている専門職団体、今まで皆様が行われていた専門職団体とか、地域包括支援センターとか、福祉、医療の関係団体も含めて、しっかりといろいろな相談に乗っていけるという体制を札幌市全体として整えていくことが非常に重要かと私は思っております。

その点で、私が現場とお話をする中で聞いた点でもあるのですが、そこまで専門的な相談でなくても、地域包括支援センター等の職員の皆様が、成年後見制度等の知識を十分持って、対応している市民あるいはクライアントの方への説明が今できているかという、自信を持ち切れていないところもあるのではないかとというのが私の感覚としてもあるので、そういった方に対する研修は位置付けられています。

しかし、専門職からの成年後見に関する個別の相談をどこでどのように受けとめるかについては、今回の（18）の取り組みの中では十分な記載が見られなかったというのが私の感想です。

半藤委員から今いただいた専門職団体の方でもというところで、専門職団体自体も中核機関の相談窓口相談を寄せるようなパターンは想定されると思うのですが、何段階にもこの相談のパターンがあり得る。

つまり、地域包括支援センターレベルであれば、専門職団体でももう少し窓口が多いところで個別に相談できるような体制が整っていけば、中核機関の相談窓口がパンクしないということが期待できます。

ただ、専門職団体でも、そこで迷うときには、当然、中核機関あるいは行政に確認していくということが必要になってきます。今書かれている相談窓口というのは、市民を対象

としたというところに焦点化されている印象もありましたので、そこをもう少しわかりやすく、専門機関である地域包括と障がいも含めた専門機関の方が相談できるような体制、また、専門職団体、職能団体が今やっている窓口の方々も迷ったときに相談ができるような体制ですね。それは、相談窓口だけではなくて、地域連携ネットワークで受けとめていくという考え方も当然ありますので、その辺の重層的な相談体制について、第1段階が相談と広報ということで力を入れるからには、その点をさらに評価した記載をいただければ、札幌市全体の市民のみならず、各専門職も安心できるような体制が整っていくと思います。

その点をぜひご検討をいただいて、今回の内容というところを確認していただきたいと思います。

○白戸委員 白戸でございます。地域福祉学会で活動をさせていただいております。

資料1の2枚目の2の(6)発見・支援につなげる活動の推進ですが、私は、ここがとても大切な部分だと思います。ここでのポイントは、利用者さんの生活を日々支えている現場の職員の方、地域支援の中心である民生委員さん、地域の互助活動や見守りをしている福祉のまち推進センターの活動者など、普段の生活を支援している方々が互いに連携をとりながら、発見してサービスにつなげていくという体制をどのようにするのか、これは非常に重要です。そして、資料2の一番下に札幌市におけるチーム支援のイメージ図がありまして、今言った発見・支援のところともっとつながって欲しいところだと思っています。

一つお願いしたいのは、チーム支援のイメージ図左側に、ケアマネジャーと書いているのですが、介護支援専門員という制度の名前にしていただきたいのです。

左側は高齢者ケアの総合的な支援、右側は障害者総合支援法による支援というものです。

介護支援専門員、相談支援専門員さんというのは、ケアプランをつくります。本人が社会生活を支えるために、どのようなサービス、社会的支援を利用するのかといった計画をつくります。普段の生活を総合的に支えているわけですから、例えば、介護支援専門員さんの場合には、単に高齢者サービスだけではなくて、保健、医療、福祉、地域の支え合い、家族の支え合い、こういったものを全部含めて全体的に生活を支えるプランをつくります。この中では、今、認知症はこういう状況だけれども、あと半年、1年、2年経っていくと、症状が大分進んで、日常生活自立支援事業とか、成年後見制度を利用せざるを得なくなるという予測もできるわけです。

同じく右の障がいの相談支援専門員さんも、今の利用者さんの状況を見て、全体の生活支援プランを立てていますが、当然、権利擁護というニーズに対して、将来の予測をしながら、そこを調整していく役割があるのだと思うのです。

介護支援専門員や相談支援専門員さんが、保健、医療、福祉の専門サービスと地域支援と家族を含めた全体的なサポートをしていくプランナーになっていくのです。これら専門員さんが地域連携ネットワークの中心にいらっしゃり、これらの方を大きなところからサポートしていくのが地域包括支援センターです。専門員さんの個人の力ではできないもの

を、その地区の大きな団体と連絡調整をしながら体制をつくるということです。

私は、（６）のところに福祉、医療関係機関の職員と民生委員さんと地域の方との連携と入っていますが、ここの関係機関の中に地域包括支援センターとか、障がい者相談支援事業所というそのものを、中核機関と連携をとる一つの大きな窓口の機関として、はっきりと位置づけ、地域包括支援センターは個別のケアマネジャーさんの支援に関して、もっと大きな支援の中から具体的に指導調整しているわけですから、そういったところと中核機関が連携することによって、私は、中核機関を各区につくらなくても、地域包括支援センターがしっかりと受けとめていけば、地域包括支援センターと中核機関がつながることによって、より高度な発見・支援という方向につなげていく体制ができるのではないかと思います。

ケアマネジメントというのは、トータルに生活を支えていくための仕組みですから、地域包括支援センターを中心に地域包括ケアという方向に今向かっています。

地域包括ケアの中の一番重要なところは権利擁護なのです。そういった支援が共通のものとしてあるわけですから、地域包括支援センターと中核機関がしっかりと結びついて、現場の発見、誘導、利用支援の促進という方向の体制をつくっていただきたいと思っています。

○畑部会長 ありがとうございます。

基本目標Ⅱの施策２取り組み（６）のところです。

今、福祉や医療関係機関ということにまとめられているところで、もう少しやはり重要な機関について、名称をしっかりと位置づけていくということの重要性についてご意見をいただいたかと思います。

これまで１時間以上の時間をいただいておりますけれども、まだご発言をいただいている委員の方もおられますので、それぞれですね、一言いただければと思います。

まず、紙谷委員いかがでしょうか。

○紙谷委員 今までいろいろとお話を聞きまして、非常に私も無知なものですから、詳しいことはわかりませんが、こういう役割分担の中でいろいろな関係機関が共同してやっていくことは非常に大事なことだと思いますし、先ほど白戸委員からのお話で、まさに民生委員と包括支援センターというのは、今は本当に一体化しております。

私たち民生委員は、いろいろな部分での手助けをいただくのが、包括支援センターなものですから、既に認知症でひとり暮らしの方は特にそうなのですが、私たちだけでは対応ができないという部分がありますので、それを包括支援センターの方と一緒に、その方を今後どう支援するかという、それから家の問題や病院の方にどのようにつなげていくかということ、いろいろ相談をしながらやっていることが非常に今は多くなっております。

なので、先ほど申しただいた地域包括支援センターの位置づけは必要かと思っています。

○畑部会長 ありがとうございます。

今の点は、本当に民生委員さんや包括の方も、相談をするタイミングがあるということが予想されますので、改めてそういった専門機関あるいは地域の方の、市民側、利用側ではない、支え手側からの相談というところについての相談窓口というところでぜひご記載を進めていただければと思います。

はい、清水委員、お願いします。

○清水委員 地域包括支援センターの話が出ていたので、それを活用してもらうのは非常にいいことではないかなと思うのですが、窓口に関してですが、先ほど、専門的な質問に対する窓口のほかに、市民に対する広報ということがよく出ていたので、多分もっと簡単なレベルの窓口も必要なのだろうと思うのです。後見制度を全く理解していないので、ここからの質問があると思うのです。

これは要望ですが、救急の場で、我々医師会のほうで、成果が一番上がっていると思われるのは#7119と婦人科相談なのですが、電話窓口に人を配置して、質問を受けているのですね。これはどんな質問が来たかというのは検証をしていますが、ぜひ予算づけをしていただいて、今の地域包括支援センターだけでは多分このような窓口をつくるのは無理なので、この似たような窓口をつくっていただいて、専門の簡単な対応をできるような人たちを配して、そこから専門の人たちにつなげるような窓口があると、我々市民側から質問するとき非常にしやすいのではないかな。そのツールとしては、#7119に準ずるような、何かそのようなダイヤルを設定して、システムをうまく動かされるような、予算づけが必要でしょうから、そのようなものがうまくいけば、札幌も住みよくなるかなと思って話を聞いていました。以上です。

○畑部会長 ありがとうございます。

相談窓口の具体的な部分にはなってきますけれども、さらに機能強化という点でご意見をいただいたかと思います。

続いて、由井委員、お願いします。

○由井委員 札幌市介護支援専門員連絡協議会の由井です。

皆さんのお話を聞かせていただきながら、実際の運営というか方法論を考えていたのですが、広報周知の面でそもそもケアマネジャーが後見人制度のことをどこまで理解をしているかというところが大きな課題としてあるのですけれども、それをどのように周知、広報していったら、広めて、どれぐらい浸透していったらという効果測定と言うと大げさですが、そういうことは考えていかなければいけないと思いながら聞かせていただいております。

その中で、日常生活支援事業と後見の利用の仕方というか、指標的なものももしかしたら必要なかなと思います。

そういうことは、計画には無理かなと思いながらも、お話を聞いていたのですが、どこかで物差しのものがないと、経験があって制度をよく理解をしているケアマネジャ

一さんは、比較的、感覚的にもできると思うのですけれども、まだまだ制度改定のことについて行けないケアマネジャーも、実際たくさんいるのが事実なので、指標的などころも何か考えていく必要があるのと思いながらお話を聞いておりました。

あとは、先ほど重層的な相談体制というお話がありましたけれども、他自治体にしても私自身もそうなのですが、包括さんに相談しても、包括さんでうまく対応できないというのは実際にありますので、そういうときに中核機関に直接相談できる、専門職からも相談できるという体制は非常に期待をしたいなというところなんです。以上です。

○畑部会長 ありがとうございます。

この効果測定の部分に関しましては、この部会がついている地域福祉社会計画の方でも、中間評価というところで定量的な目標が設定されて、効果測定をするという体制も整っていますので、計画として指標を位置づけながら、評価していくということはもちろん必要でしょうし、そういったことは予定されていると思いますので、ぜひ、そういったところでも必要な指標等についても、またご意見をいただければと思います。

続いて、石川委員、お願いします。

○石川委員 北海道税理士会の石川です。

私ども税理士会も先週の金曜日に、成年後見と相続税の無料相談を開催しました。

今回、実際に市民の方に聞いてみると、やはり成年後見というものが全然わからない、言葉は聞いたことがあるけれども、中身がわからない方がほとんどで、あとは財産管理がちょっと不安だという意見が多かったので、広報の重要性をひしひしと感じました。

あとは、資料中、後見活動の支援づくりの3枚目の活動で、先ほど部会長がおっしゃった本人たちというよりも、その活動に携わる方たちが相談をできる場が重要だと考えたほうがいいのかと思っています。

○畑部会長 ありがとうございます。

改めての活動に基づいて、広報等相談機能の重要性についてご意見をいただきました。

今ご出席をいただいている委員の皆様からはそれぞれご発言をいただきましたけれども、きょう瀬川委員の方がご欠席となっております。

札幌市社会福祉協議会の方からは中路部長にオブザーバーでご出席をいただいておりますので、ぜひご発言をいただければと思います。

中路部長お願いします。

○中路部長 社会福祉協議会の中路です。

資料には社会福祉協議会という文言が記載されておりますとおり、現在、札幌市から委託・補助という形で各事業を実施しております。このような計画の中に、きちっと位置付けられることによって、事業の周知にもつながるものと考えております。

我々はまだまだ至らないところもあるかとは思いますが、市民後見や市長申し立てに関する相談等も年々増加をしている状況でございますので、この計画の策定において、すぐに次のステップに進めることを自分たちの心構えとして、皆さんの意見をお聞きしており

ました。

○畑部会長 ありがとうございます。

そして、オブザーバーということでご出席いただいておりますけれども、マッチングの件や中核機関としての連携というところで多数意見も出ておりましたので、知野判事からもぜひ、ご意見をいただければと思います。

○知野判事 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の意見を聞いて、裁判所から2点ほどご指摘させていただきたいと思います。

まず1点目は、受任調整の点でございます。

現在、マッチングの大部分を家庭裁判所で行っております。家庭裁判所におきましては、申し立て段階で判明している課題に応じて、その課題が親族ないし市民後見人がよろしいのか、それとも課題に応じて専門職をお願いする方がいいのか、そういった形で受任調整をしている状況でございます。

今後は、申し立て段階だけではなく、これまで議論が出ていました見守り、それから支援といったものから受任調整につながっていくような視点が必要かと思えます。

日ごろの課題が出てくる中で、それが最終的に後見ないし補助・保佐につながっていくような、そういった形で、受任のところとその前段階がつながっていくような受任調整が望ましいと考えています。

受任調整ですが、もちろん最初の段階から全てを中核機関で受け入れるというのはなかなか難しい状況であることは理解するところですが、私のほうも、今まで委員の皆さんから意見が出たとおり、成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえますと、中核機関や地域連携ネットワークの機能が成熟していくという段階においては、その対象としては、首長申し立て案件だけではなくて、広く親族申し立て案件についても広がっていく、そういう方向は計画の中にも盛り込んでいただきたいと考えております。

2点目は、相談体制というお話になります。

現在、裁判所には法的な問題だけでなく、福祉的な問題についても相談が寄せられることが多数あります。これは、なかなか割り切れないところがございますので、福祉と法的な問題、基本的にはどういった施設に入所をしていただくかというところで、当然、資金の問題が出てきます。そういった場合に、資産を処分していくのか、司法的な問題と福祉の問題にかかわる問題もあります。

それから、先ほど半藤委員からご意見ありましたとおり、もっと細かい福祉的な身近な問題が相談に持ち込まれる場合もあります。

裁判所はどうしても司法機関でございますので、こういった福祉的な知見を十分に持っているかということ、難しい状況もあると思っております。親族の後見人、特にそういった方からの相談に的確に全て応じて対応をしているかということ、なかなか難しい状況もあるのかなと思っております。

今後、親族後見人の方に不安なく後見業務を行っていただくというところでは、中核機関による相談や支援というのが重要になってくると思っています。

現在も、行政のほうで市民後見人が選任されたような案件におきましては、市民後見人への相談や支援が行われていると感じておりますが、こういった相談や支援が今後さらに親族後見人に広がっていく、そういったことが望ましいと考えております。

○畑部会長 ありがとうございます。

マッチング、相談体制のことについてそれぞれご意見をいただきました。これまで1回目、2回目の中でもご意見があったかと思うのですが、専門職後見あるいは市民後見というところと言うと、研修等を一通り受けてから後見活動に取り組むというのが基本になっておりまして、一方では親族後見が非常に多いものの、やはり親族としての視点のみでその方の後見にかかわっていき、後見人としての研修を十分に受けていないということも明らかになっておりますので、そういった方に対する相談は重要であるもの、そもそも相談をしながらやらなければならないという意識づけがなければ、相談もせずに自分たちの感覚だけでやっていくというところも懸念されますので、そういったところに対する啓発、広報も位置づけられると思います。

ぜひ、具体的な内容というところで入っていくときには、単に市民に制度について知っていただく、ただ利用するという視点だけではなくて、親族として後見人になった場合に、どのようなかわりが期待されるか、必要になってくるかということについても理解をしていただく、そういった点での広報が期待されると思います。

それぞれご意見をいただきましたけれども、ほかに補足、さらにご意見ある方がいましたらお願いします。

○関口委員 弁護士の関口でございます。

質問と意見があります。

基本目標Ⅱの施策の4の取り組み（12）の法人後見事業の推進という点について確認させていただければと思います。

この内容を見る限り、今のところ札幌市社会福祉協議会が法人後見事業を担っているということで、札幌市から支援がなされているということですが、社協の法人後見では具体的に何件くらい受任していて、札幌市は年間お幾らの支援をしているのでしょうか。

○中路委員 現時点で受任件数は6件となっております。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 社会福祉協議会に対しては、法人後見に関して、その件数に応じた費用助成などは行っておりません。

社会福祉協議会には、権利擁護を含め、広く福祉業務をやっていることに対し、人件費や事業費の補助を行っているところです。

○関口委員 1点だけ私の意見を申し上げます、法人後見というものが後見の利用促進の関係では、今後、非常に重要になってくると思います。

というのは、私自身も非常に若い世代の20代、30代の知的障がいを抱えた方、精神

障がいを抱えた方の保佐や後見をしたことがあるのですけれども、特に在宅で生活している方の保佐をしていると、本当に本人がいろいろなところで問題行動を起こしてしまったり、毎週100回以上の電話がうちの事務所に来たり、それが30代の方ですと、向こう40年、50年、この人の保佐人として活動していかなければいけないのだと思うと、個人ではなかなかできない類型が、これから後見の利用促進ということで掲げたときにたくさんケースとして出てくると思います。

そうしたケースは、法人後見でなければ継続的に支援することはできないと思いますし、法人後見であればこそ、担当職員がさまざまかわることによって、個人に特定の負担がいかないようなより安定した後見活動、保佐活動ができるのではないかと考えております。

法人後見事業の推進という点は、市としても非常に力を入れていただきたいと思います。
○菅委員 すいません。私も今聞いて驚いたのですけれども、社会福祉協議会に予算として職員というふうに、今は補助しているということだったのですけれども、中核機関ができてくるということによって、今現在は6件しか受任していないということだと思っておりますけれども、相談機能とかいろいろなものがどんどん覆いかぶさる中で、実際に私たちの会でも後見事業をやっているのですが、非常にいろいろな問題が出てくると思います。親族、ましてや専門職だけではなくて、市民後見の方は勉強をされていますけれども、勉強されていない親族後見の方も受けるとすれば、その方たちの全部の相談、一般の相談も受けるとしたら、予算配分は少し不安です。

この場でお話することではないかもしれないけれども、きちんと予算の組み立てができて、中核機関が支援できるような体制は必要かと思えます。

これは私の意見です。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 法人後見については、社協に委託をしているものではなく、権利擁護も含め、社会福祉協議会が行っている福祉事業に携わる職員への人件費等を補助しているものであり、法人後見事業を行うよう委託しているものではございません。

○畑部会長 その点で言うと、法人後見の推進というところの文言に、札幌市社会福祉協議会が行う法人後見事業に対して支援を行うという文言だけでいいのかということについてご意見が上がったという認識になると思います。

そのほか、法人後見が行われているところ、法人後見自体が重要になってくるだろうということを考えたときに、ここに対して文言としてしっかりと入れ込んでいって、法人後見の取り組みが進むような計画として、位置づけるということは必要なと感じました。

○関口委員 まさに今部会長がおっしゃったところで、基本計画の中に取り組み（12）の形で、引き続き札幌市社会福祉協議会が行う法人後見事業に対して支援を行うと書いてしまうと、社協特定のところだけを援助するというイメージに捉えられてしまうと思います。そこが一つ危惧するところで、もともと法人後見というものが広く推進されるためには、この文言をどう直したらいいか、今の時点ではわからないのですけれども、ちょっと

違和感があるというところでした。

○南方委員 (16) の件で発言してよろしいでしょうか。

相談窓口について、窓口の数の必要性の問題、重層的な相談窓口の有用性というご発言もありましたが、それとともに、私は情報の蓄積が必要だと思っています。

相談窓口を中核機関が全て担うというのは、当然思っていないですし、今までどおり、各専門団体等で相談を受け、対応し続けられないといけないと思うのですが、中核機関ができたからこそ、その情報をどう蓄積するか、融合をさせるかというものが、数の問題ではなくて、情報を整理するという必要性があるので、この辺も前回いただいた他都市の計画でも触れられていたと思いますので、その辺も見落としてはいけないと思っています。

また、(16) の細かい文言で恐縮ですが、成年後見人等からの相談対応の「等」は、本人、被後見人等からという視点も忘れてはいけないと思うのです。この制度は、本人を中心に考えないといけないというのは、常に大切だと思いますので、あくまでも支援者だけの方向ではなく、本人に対しても相談対応するという心意気も必要かと思っています。

○畑部会長 ありがとうございます。

今いただいた(16) は、私も何度か発言させていただいたところですが、「等」に含まれているということはわかりつつも、せっかくだったらそれを見えやすくするために、ここでは成年後見人等としていますけれども、本人といった言葉も含んでいた方が、より市民にとって本当に本人の立場からの計画になっていくのではないかと思います。

○岩井委員 南方さんのご意見ですが、(16) を見ると後見活動に関する相談となっておりますので、ここは後見人等を対象にした相談なのかと思いました。もちろん、本人の相談もすごく重要だと思うのですが、そんな感じを受けました。

また、先ほどから部会長もおっしゃっていましたがけれども、やはり単なる相談だけでは賄いきれない部分もあるので、もし、できればこの後見活動に関する相談対応の中に、例えば、事例検討会やセミナーを実施するという文言を加えたうえで、本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう、といった、少し具体的な活動内容を入れてもいいという感じがしました。

○畑部会長 ありがとうございます。

後見人の活動が被後見人にとって、まだ保佐人、補助人で、比較的判断能力がある方が、不満というか疑念があると言った場合に、その活動に対する質問ということは当然あり得るかと思っています。

具体的にもう少し入れ込んだ方が見やすくなるのではないかとこのところは、ご意見としてとても重要な点かと思っています。ありがとうございました。

一通り皆さんからご意見をいただきましたが、私から少しだけ細かい点として、これは改めて見ていただく必要はないのですけれども、内容のところの書き方で、目的が書かれてから具体的な取り組みが書かれている部分と、具体的な取り組みが書かれてから後に目

的が来ている部分とがあって、これは内容になりますので、ぜひ、先に基本的には目的が書かれて、このためにこれを行うというような内容が記載されるような形で、文言を統一していただきたいなと思います。

基本目標Ⅱの例えば（６）（８）のところで言うと、最後に意識醸成を図るというところがあるのです。これは目的のはずなのです。

ただ、これはどの程度図られるかは見えないところがありますので、目的を達成するためにこういった取り組みを行う、といった順番でしていただければという部分と、本当に細かいところと言うと、基本目標Ⅰの１の（４）チームによる後見活動の推進というところで、成年後見制度の利用開始前は既存の地域連携ネットワークを生かしという書き方で、この既存のというのは地域包括ケア会議という点を少し挙げていただきましたけれども、そういう表現をしてしまうとこの地域連携ネットワークというのが、あくまでも今回取り組みを進めている成年後見制度の利用促進に関するというのは用語のイメージでずっと聞いていたので、ほかのものも全て地域連携ネットワークという言い方にしてしまうと、ちょっと混同してしまって、今回の目標、目的がぼやけてしまうような気がします。これを既存のということとまとめてしまわないほうがいいと感じました。

一番最後の基本目標Ⅲの６の（１７）本人等の状況に応じ、親族や福祉医療、地域のとあるのですけれども、これに「等」が入っているのですが、これは、中点で福祉・医療・地域とつなげるということだと思います。国のマニュアルでもそういう記載になっております。これを点で区切ると地域の関係者は関係者とつながるのですが、福祉や医療については関係者という言葉が出てこなくなってしまうので、そういったところの文言ももしかしたら本当に内容に関わらない文言等の修正については、私の方から最後に確認させていただくところがあるかもしれませんが、その点は皆さんもぜひご了解をいただければと思います。

○半藤委員 意見だけ言わせていただきたいと思うのですが、例の基本目標Ⅱの（１０）の、マッチングの関係です。

個人的意見も含めて言わせていただくと、内閣の基本計画を見たときに、これはマッチングまで中核機関がやるということで、すごく画期的だなと思ったのです。

こんなことできるのかなと一瞬思ったのですけれども、よく考えれば相談から引き続いて後見の申し立てもするというのが中核機関であれば、そこでマッチングをやるというのは当然のことなのかという気もするのです。

そういうことからいくと、マッチングまで中核機関がやるということは、かなり意義のあることで、ここで中核機関が選んだ後見人については、中核機関が責任を持ってその後のアフターケアをしていくということになりますし、中核機関の機能から見ても、マッチングまでをきちんとやるということが、かなり重要ではないかと思うのです。

それで、先ほどの市の方からもこれはなかなか難しい問題があるのだという話を聞いていくと、もっともだと思うのです。

ただ、ここの記載がやや消極的なのかなという印象が強いです。すぐにマッチングができないのは当然だと思うのですが、将来的にはきちんとマッチングまでやるのだということは、やはりある程度方向性として出していただきたいという個人的意見がありますので、その辺をちょっと考慮していただきたいと思っております。

○畑部会長 最後にご意見をありがとうございます。

この計画について、本当に皆様の方から多様な意見をいただきながら、今作成の方を進めておりますけれども、今回、最初に策定する計画自体は3年半ですね。それが終わったら今度は、地域福祉社会計画に一体化させる形で、しっかりとまた組み込んでいってというようなスケジュールで、今度はそちらの期間が長くなっていきますので、まずは3年半でのというところがどうしても入ってきてしまいますので、その点も念頭に置きながら、さらに今後の審議ご意見いただければなと思います。

皆様、ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑部会長 私の進行が余りうまくなく、長時間にわたってしまいましたけれども、本当に多様なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

4. その他

○畑部会長 質疑応答は終了させていただいて、次の4その他について、事務局からお願いいたします。

○事務局(北村福祉活動推進担当係長) 次回の第4回権利擁護部会の日程調整についてでございます。

事務局より第4回権利擁護部会の開催日程調整表と記載された用紙をお配りしておりますので、そちらをごらんください。

次回の第4回権利擁護部会は、来年1月21日から1月31日の間で開催したいと考えております。お手数をおかけいたしますが、日程表の空白部分にご都合が悪い箇所にはバツをご記入の上、11月29日金曜日までにお配りしている返信用封筒によりご提出をお願いいたします。

皆様からご返送いただいた後、事務局にて日程調整の上、第4回権利擁護部会の開催日時をご連絡いたします。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

5. 閉会

○畑部会長 それでは改めまして、本日は、皆様の方から多様なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、第3回権利擁護部会を閉会いたします。

ありがとうございます。

以 上